

電気料金の在り方について

2022年 6月30日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 前回までの議論において、自由料金におけるガイドラインについて御議論いただいたところ。
- 本日は、①「電気の小売営業に係る指針」に追記予定の参考事例の考え方、②「適正な電力取引についての指針」における料金調整の望ましい行為の考え方、③最終保障供給料金と受付停止問題について、御議論いただきたい。

【論点①】電気の小売営業に係る指針について

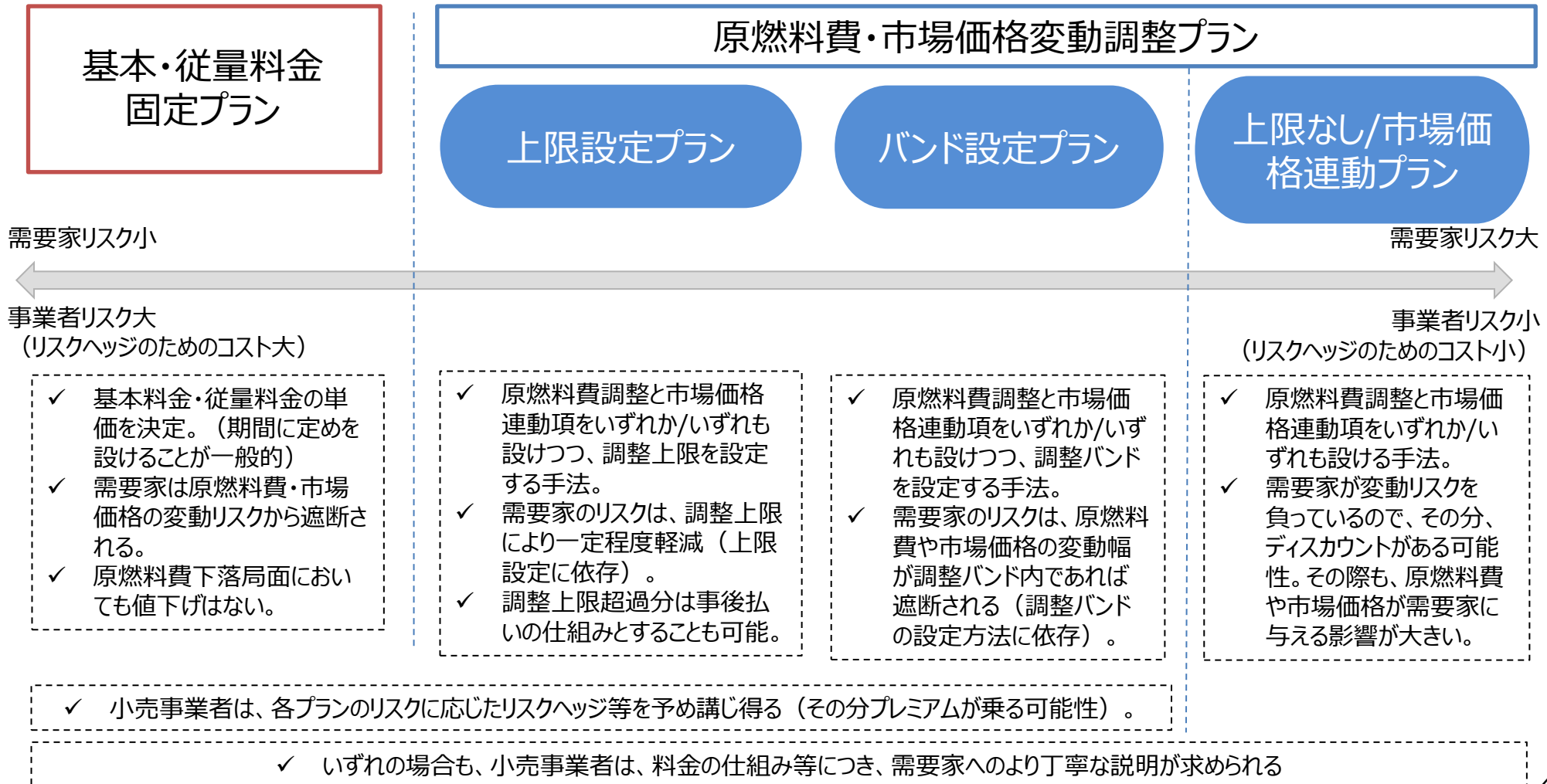
- 前回の本小委員会において、電力の小売営業に関する指針への追記内容のイメージについてお示しをしたところであるが、その際、燃料費等調整の事例に係る参考事例については、追ってお示しをすることとしたところ。
- 参考事例については、事業者が必要に応じて参照することで、料金メニュー作成の一助となることに加え、事業者が需要家に料金メニューを説明する際にも、ガイドラインの当該項を引用することで、需要家がメニューの特徴を理解しやすくなるという効果も考えられる。
- このため、**参考事例**は、類型ごとに、**基本的な仕組みを分かりやすく示す**（リスクヘッジ手法やそのコストの転嫁方法を含む。）とともに、**事業者・需要家それぞれにとっての主なメリットやリスク・負担コストを整理して示す**ことで、需要家・事業者いずれにも有用なものとしてはどうか。

基本的な仕組み		需要家にとって		小売電気事業者にとって	
		主なメリット	主なリスク・コスト	主なメリット	主なリスク・コスト
(1)従量料金が固定されたプラン	・契約期間内※において、従量料金が変動しない料金メニュー (※) 永久に料金が固定したメニューは一般的に実現が困難				
(2)燃料費や電力市場価格に応じた従量料金調整が行われるプラン	・燃料費や電力市場価格に応じて、一定期間毎に、従量料金が変動する料金メニュー				
	①調整上限設定プラン				
	②非調整バンド設定プラン				
	③完全連動プラン				
	…				

(参考) 料金メニューのタイプのイメージ

- 自由料金における料金メニューのタイプとして、以下のようなものが考えられる。

※なお、既存の一般的な料金メニューは、3ヶ月の原燃料費調整に上限を設定している又は設定していないプラン。今後、ガイドラインの考え方を踏まえて既存の料金メニューの多様化等を行うことを念頭に、現下の原燃料費高騰下における需要家への激変緩和も含めた具体的な検討が必要。



(参考) 電力の小売営業に関する指針との関係

- 電力の小売営業に関する指針への追記内容のイメージについては、以下のような内容が考えられるがどうか。

※なお、具体的な改正案について、今後、反映箇所や用語・表現等について、精査する必要。

1. 基本的考え方

- 電力システム改革の目的の一つは、小売電気事業者が競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューを提供し、多様な選択肢から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現すること。
- この電力システム改革の目的に則れば、小売全面自由化後の家庭向けの電気自由料金における需要家保護については、小売電気事業者によって、料金の調整に上限のある料金メニューを始めとする料金高騰リスクに備えることができる料金メニューを含む、様々な料金メニューが需要家に選択肢として提供され、需要家がこれらの選択肢の中から、自らの選好に応じて料金プランを選択できることにより実現されることが期待。

2. 望ましい行為等

- 小売電気事業者が燃料費調整のある料金メニューに基づいて小売供給を行う場合には、以下の情報提供を行うことが望ましい。
 - ① 燃料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること
 - ② 提供する料金メニューの燃料費調整の仕組みや、それによる料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、需要家に分かりやすい情報提供を行うこと、また、そうした説明に、一般的な需要家が容易にたどりつけるようにすること
 - ③ 小売電気事業者が燃料費調整に調整上限のある料金メニューを提供する場合においては、調整上限の算定に用いる基準価格の設定や更新の考え方について、小売供給約款等に定めるとともに、ホームページ等において、分かりやすく情報提供すること
 - ④ 小売供給契約を締結する際に、自社の燃料費調整の仕組みによるメリットのみならず、リスクについても、需要家に対し十分な説明を行うこと
【問題となる行為として位置づけることも検討】

3. 参考事例

- 家庭の需要家による料金メニューの理解・比較を容易にし、小売電気事業者による料金メニュー作成の一助とするため、燃料費等調整の事例（電力市場調達等、燃料以外の調達による調整を含む。）を、類型化して示す。【具体的な参考事例については次回】

(参考事例の中では、需要家にとってリスクの低いメニューを提供する場合に事業者においてヘッジコストが必要となることを踏まえ、事業者と需要家の間のリスクシェアの形や、その際のコストシェアの形を含めて示していく。)

【論点②】適正な電力取引に係る指針を巡る論点

- 前回の本小委員会において、実際の電源構成と異なる場合であっても、規制料金の燃料費調整に準拠した料金調整が行われることが、需要家保護の観点からの課題に加え、社会全体の便益の向上を図るメカニズムに歪みを生じさせる、という課題をお示した。
- その上で、こうした課題に関連して、「適正な電力取引についての指針」における「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」に何らかの追記すべきところをご提案しているところ。
- この点、標準メニューについて、コストの変動をより適切に反映するという趣旨の追記を整理したことに鑑みると、料金調整一般についても、コストの変動を適切に反映することが望ましいものと考えられる。一方で、端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、経営上こうした手法をとる場合も考えられる。
- このため、同指針においては、「端的な需要家への訴求のしやすさ等の観点から、実際のコストの変動に見合わない料金調整が行われる場合も否定されないが、一般的には、事業者において、コストの変動を適切に反映する料金体系とすることが、電気料金の透明性の確保や、社会全体の便益の向上という観点から望ましい」といった趣旨の追記をしてはどうか。

- 前回までに、電力取引における課題として、実際の電源構成と異なる場合であっても、規制料金の燃料費調整に準拠した料金調整が行われる場合がある点について、課題として御議論いただいた。
- この課題としては、需要家保護の観点からの課題（論点2）に加え、社会全体の便益の向上を図るメカニズムに歪みが生じるという課題も考えられるのではないかと。
- 例えば、現行の「適正な電力取引についての指針」においては、「小売料金の設定及び小売供給に関する行為」において、「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」についての記載があるところ、何らかの記載を追記することが考えられるか。

(参考) 適正な電力取引についての指針 (関連部分の目次) ※詳細はP16

- I 小売分野における適正な電力取引の在り方
 - 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
 - (1) 小売供給
 - ① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為
 - ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
 - イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

(参考) 適正な電力取引についての指針

●適正な電力取引についての指針（抄）

I 小売分野における適正な電力取引の在り方

2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

(1) 小売供給

① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、それぞれ個別に、小売分野において標準的な小売料金メニュー（以下「標準メニュー」という。）を広く一般に公表した上で、これに従って、**同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効**である。

この場合、**利用形態以外の需要家の属性**（例えば、競争者の有無、部分供給か否か、**戻り需要か否か**、自家発電設備を活用して新規参入を行うか否か等）**にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるから**である。

また、この**標準メニューの内容が**、従来の供給約款・選択約款や小売全面自由化後の**特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる。**

【論点③】最終保障供給料金と受付停止問題を巡る論点

- 前回、5月27日の本委員会では、「旧一般電気事業者（小売部門）においては、各事業者毎に、標準メニューでの新規需要家の受付再開に向けた検討を進めていただくことが期待される」という考え方をお示しし、概ね異論のなかったところ。
- その後、5月31日に開催された、電力・ガス取引監視等委員会の制度設計専門会合では、最終保障供給料金の在り方に係る議論のまとめが示された。
- しかしながら、現状、最終保障供給を受けている需要家は、他に選択肢がない中で、やむを得ず最終保障供給を選択せざるを得ない状況にあることが多い。このことに鑑みると、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することが望ましいとされている旧一電小売が、標準メニューでの受付再開の見通しの立たないままに、一般送配電事業者による最終保障供給料金の改定のみが行われることは、こうした需要家保護の観点から望ましいとはいえないと考えられる。
- このため、各エリアの事情に応じ、
 - 各旧一電小売において、標準メニューでの受付再開に向けた検討を速やかに進めていただくとともに、準備の整った旧一電小売から、その見通しが示され次第、
 - 各一般送配電事業者において、制度設計専門会合において整理された方向性の下、既存の最終保障需要家への影響も配慮の上、速やかに最終保障供給料金を見直すことが期待されるのではないかと。

- 前回、産業用電気料金について、様々な御意見を頂いた。

(参考) 前回の委員・オブザーバー御意見の概要

- 足下では標準メニューを選ばない需要家がいるという実態は実感するところ。カーボンニュートラルに向けて国が動く中で火力発電所の休廃止も進み、電源の構成自体も変わる。現在監視委で見直している最終保障供給料金を決める上でも1つの参考指標となるため、標準メニューが実態に即した料金となっているかを精査して欲しい。【谷口オブザーバー】
- 産業用メニューについては、最終保障供給料金の在り方の議論を加速させてここから変えていくことが重要で、事業者料金に理解させることは必要だが、既存の契約に対して料金をあげていかなければ新規受付も立ちゆかないため、タイミングをあわせて同時に進めないとうまく機能しないのでは。【秋元委員】
- 産業用メニューについて、自由化が進めば従来の供給約款が合理的だった、ということと乖離してくるので、この基準がずっと有用なのかという点は疑問が出てきて当然と思う。【松村委員】

(参考) 適正な電力取引についての指針との関係

第50回電力・ガス基本政策小委員会
(2022年5月27日) 資料3-2

- 現行の「適正な電力取引についての指針」においては、以下の記載がある。
 - 「同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた料金を適用することは、公正かつ有効な競争を確保する上で有効である。この場合、利用形態以外の需要家の属性（例えば（略）戻り需要か否か（略））にかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからである。」
- 前回までの御指摘及びこの指針の考え方に基づけば、旧一般電気事業者において既存需要家と同様の需要特性を持つ需要家が、「戻り需要」であることで、HP等に掲載されている「標準メニュー」の適用を受けられない現状が続くことは、望ましいとはいえないと考えられるのではないかと。
 - ※ただし、「『戻り需要』に係る独占禁止法・電気事業法の解釈について」(令和4年3月電力・ガス取引監視等委員会 公正取引委員会)で示されているケースに該当する場合については、「戻り需要」に対し、標準メニューの額を上回る料金等で契約を締結すること等自体は、独占禁止法・電気事業法上問題とならない。
- 一方、現状の事業環境にかんがみれば、その供給コストが「標準メニュー」料金を上回る状況が生じている可能性も考えられる。この点、この指針の以下の記載については、「一つの判断材料となる」に過ぎず、今日的にも正当性があると考えられるものの、誤解を生みかねない面もあると考えられる。
 - 「標準メニューの内容が、（略）特定小売供給約款の料金体系と整合的であることは、コストとの関係で料金の適切性が推定される一つの判断材料となる」
- このため、例えば、コストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用等（調達費用の変動リスクのヘッジにかかる費用を含む。）に応じ、定期的に見直すことも考えられる等の趣旨を追記することについてどう考えるか。
- これらの議論も踏まえつつ、旧一般電気事業者（小売部門）においては、各事業者毎に、標準メニューでの新規需要家の受付再開に向けた検討を進めていただくことが期待されるのではないかと。